

発 注 書

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官
棚倉森林管理署長 佐藤 健司
(担当：総務グループ 山田 隆也)
(連絡先：0247-33-3111)

令和 年 月 日付け契約の福島森林管理署白河支署及び棚倉森林管理署公用自動車の点検等業務（以下、「契約書」という。）について、契約条項第1条第1項に基づき、下記とおり点検整備を申し込みます。

記

1 点検車両、内容等

点検車両、内容等は契約書別紙3「自動車点検等委託車両及び整備内容一覧表」（以下「一覧表」という。）のNO. _____ とおり。

なお、次項の追加整備等に記載がある場合は、契約書第4条第1項の追加整備が必要と判断したと見なすので、ただちに、この費用にかかる見積書を提出すること。

また、提出された見積書を支出負担行為担当官が適正と見なした場合は、同条第2項の追加整備発注書の交付がされたものとし、提出した見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後において、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別様にて発行すること。

2 追加整備等

(1) _____

(2) _____

3 履行期限 令和 年 月 日

4 その他特記事項

請負者は、上記1及び2における点検等及び整備を実施した結果、この発注書の内容以外の整備を必要と判断した場合は、ただちに発注者に通知するとともに、その追加整備項目が契約書に単価の定めのない項目であるときは、当該追加整備に係る費用の見積書を速やかに提出すること。

発 注 書

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官
福島森林管理署白河支署長 飯村 善美
(担当：総務グループ 佐藤 幸男)
(連絡先：0248-23-3135)

令和 年 月 日付け契約の福島森林管理署白河支署及び棚倉森林管理署公用自動車の点検等業務（以下、「契約書」という。）について、契約条項第1条第1項に基づき、下記とおり点検整備を申し込みます。

記

1 点検車両、内容等

点検車両、内容等は契約書別紙3「自動車点検等委託車両及び整備内容一覧表」（以下「一覧表」という。）のNO. _____ とおり。

なお、次項の追加整備等に記載がある場合は、契約書第4条第1項の追加整備が必要と判断したと見なすので、ただちに、この費用にかかる見積書を提出すること。

また、提出された見積書を支出負担行為担当官が適正と見なした場合は、同条第2項の追加整備発注書の交付がされたものとし、提出した見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後において、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別様にて発行すること。

2 追加整備等

(1) _____

(2) _____

3 履行期限 令和 年 月 日

4 その他特記事項

請負者は、上記1及び2における点検等及び整備を実施した結果、この発注書の内容以外の整備を必要と判断した場合は、ただちに発注者に通知するとともに、その追加整備項目が契約書に単価の定めのない項目であるときは、当該追加整備に係る費用の見積書を速やかに提出すること。

追加整備発注書

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官

棚倉森林管理署長 佐藤 健司

(担当：総務グループ 山田 隆也)

(連絡先：0247-33-3111)

令和 年 月 日交付の発注書による点検整備において、貴社より追加整備が必要との判断の下、提出された見積書については、追加整備が必要と認められかつ価格も適正と認められるので、契約条項第4条第2項に基づき、点検整備を依頼する。

なお、本通知をもって別途の契約の締結とするので、提出した見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後においては、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別様にて発行すること。

追加整備発注書

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官

福島森林管理署白河支署長 飯村 善美

(担当：総務グループ 佐藤 幸男)

(連絡先：0248-23-3135)

令和 年 月 日交付の発注書による点検整備において、貴社より追加整備が必要との判断の下、提出された見積書については、追加整備が必要と認められかつ価格も適正と認められるので、契約条項第4条第2項に基づき、点検整備を依頼する。

なお、本通知をもって別途の契約の締結とするので、提出した見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後においては、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別様にて発行すること。